

学校教員養成プログラム及び資格取得プログラム受講者の学部において開設する教育職員免許状授与の所要資格を得るための授業科目の履修に関する細則

平成21年 2月27日

細則第 2 号

改正 平成23年 3月23日細則第 6号

平成25年 3月14日細則第 7号

平成29年 4月14日細則第10号

平成31年 3月27日細則第 7号

令和 5年 3月 8日細則第 2号

(趣旨)

第1条 この細則は、鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第52号）第6条の2第4項及び第6条の4第3項の規定に基づき、鳴門教育大学大学院学校教育研究科の学校教員養成プログラム受講者及び資格取得プログラム受講者の鳴門教育大学学校教育学部において開設する教育職員免許状授与の所要資格を得るための授業科目（以下「免許科目」という。）の履修に関し必要な事項を定める。

(履修制限)

第2条 履修することができる免許科目は、原則、学校教員養成プログラム受講者にあつては、受講するプログラム種別の免許科目とし、資格取得プログラム受講者にあつては、許可を受けた免許科目とする。

(主免教育実習)

第3条 受講者（学校教員養成プログラムのうち特別支援学校教員養成プログラム受講者を除く。）の学校教育学部の「主免教育実習」の受講資格は、第2年次の8月20日までに、受講するプログラム種別の教育職員免許状の種類により教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第一（第5条、第5条の2関係）に規定する単位のうち、「教育実習」を除く次の表に定める単位を修得した者（修得見込みの者を含む。）で、「ふれあい実習・附属校園観察実習」の単位を修得しており、かつ、「主免教育実習事前事後指導」を履修中の者とし、学校教育学部教務委員会において受講者を決定するものとする。この場合において、免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第2条第1項表備考第11号から13号及び第3条第1項表備考第6号の規定に基づき、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者については、それぞれの科目の単位数を修得単位として扱うものとする。

免許状の種類 必要単位数		幼稚園教諭	小学校教諭	中学校教諭	備考
		10	20	18	
区	第2欄				区分別単位数を修得したうえで、第2欄
分					

別	第3欄～第6欄	14	18	18	～第6欄から合計欄 記載単位数を修得し ていること。
	合計	34	39	39	

備考 上表「第2欄」～「第6欄」は、免許法施行規則第2条表、第3条表及び第4条表に規定する科目区分をいう。

- 2 特別支援教育実習の受講資格は、学校教員養成プログラムのうち特別支援学校教員養成プログラム受講者で、第2年次の8月20日までに、免許法別表第一（第5条、第5条の2関係）に規定する単位のうち、特別支援教育に関する科目の中から、12単位以上を修得している者とする。

（実施細目）

第4条 この細目に定めるもののほか、受講者の授業科目履修に関し必要な事項は、大学院学校教育研究科教務委員会又は学校教育学部教務委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度に主免教育実習を受講する者は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月14日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した受講者は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。